

平成 20 年度 防災計画

京丹後市立海部小学校

(目的)

第 1 条 この計画は消防法第 8 条第 1 項に基づき、海部小学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震及びその他の災害の予防及び児童の人命の安全並びに被害の防止をはかることを目的とする。

(防火管理者の権限)

第 2 条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有するものとする。

(防火管理者の業務)

第 3 条 防火管理者は、次の業務を行うこととし、その責任を負うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難及び避難誘導訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検・整備の実施及び監督
- (4) 建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の検査の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取り扱いについて指導監督
- (6) 児童の管理

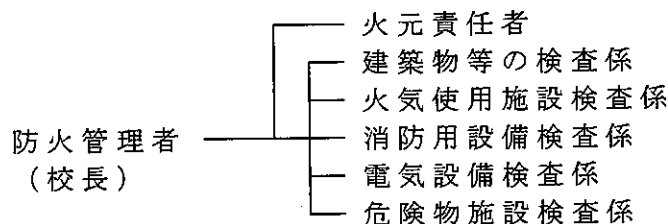
(消防機関への報告・連絡)

第 4 条 防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等における点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- (5) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

(予防管理組織)

第 5 条 平素における火災予防及び地震時の出火防止をはかるため防火管理者のもとに、防火担当責任者、火元責任者を定めるほか建築物、火気使用器具等、危険物検査係をおく。その主たる任務は次のとおりとする。



- ☆ 建築物等の検査係 防火区画、防火戸、建物の構造及び内装、防火等の管理及び検査の任にあたる。
- ☆ 火気使用施設検査係 炊事器具、採暖用器具、燃料置き場、喫煙場所等の火気使用箇所の管理及び検査にあたる。
- ☆ 消防用設備検査係 消火設備器具、警報設備、避難設備器具等の管理・検査にあたる。
- ☆ 電気設備検査係 電気配線、電気機器等の検査の任にあたる。
- ☆ 危険物施設検査係 危険物施設の安全管理及び検査の任にあたる。

(自主点検及び検査方法)

第6条 消防用設備等及び建築物などの点検検査は次により実施する。

(1) 自主点検

※破損・変形の有無(6カ月ごとに1回以上実施)
4月25日・10月21日 消火設備・避難設備・警報設備

※作動試験・性能試験等総合点検(年1回以上実施)
4月25日 消火設備・避難設備・警報設備

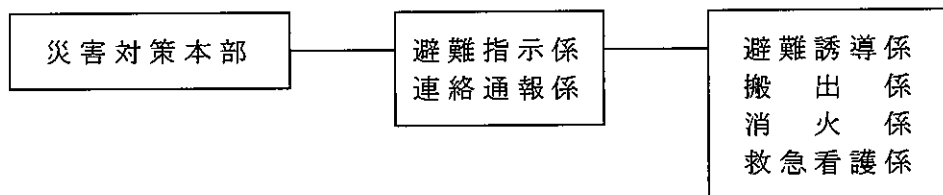
(2) 自主検査

4月25日・10月21日
建築物・火気使用設備器具・危険物施設・電気設備

◇前項に基づく自主点検・検査は、別に定める任務分担並びに予定表に従い、検査票により実施し、その結果を記録しておくものとする。

(自衛消防組織の編成及び任務)

第7条 自衛消防組織の編成・任務は次によるものとする。



☆任務と任務分担

- ① 災害対策本部 災害対策を立て、全体を掌握、指揮する
- ② 連絡・指示係 本部からの指示を伝え、内外の連絡にあたる
- ③ 避難・誘導係 状況に応じて、児童全員を安全に避難させる
- ④ 搬出係 非常持ち出し物件、重要書類等を搬出する
- ⑤ 消火係 必要に応じて初期消火にあたる
- ⑥ 救急・看護係 負傷した児童の応急手当や救出にあたる

☆災害対策本部の位置

原則として職員室とする。移動の必要のあるときは、速やかに決定し連絡する。

☆災害時の指導

(1) 火災

- 本部の指示又は担任の状況判断によって、児童を避難させる。
(煙・有毒ガスを防ぐため、姿勢を低くし、ハンカチなどを口・鼻に当てさせる。)
- 担任は児童に的確に指示を与え、敏速に行動させる。
- 担任は避難場所で児童の安全を確認し、校長に報告する。
- 児童の安全を第一とし、その後、それぞれの分担任務につく。

(2) 地震

- 担任の臨機の措置が必要である。まず、机の下などに身を伏せさせ、状況を見て屋外に避難させる。
- 身の安全を守るために、座布団、鞆などを利用して頭部を保護させる。
- 運動場にいる場合は、建物から離れて伏せる。
- 避難経路は、状況に応じて変える場合もある。
- 担任は避難場所で児童の安全を確認し、校長に報告する。

(3) 風水害・大雪などの警報発令の場合

- 教育委員会の指示によって避難措置をとる。
- 児童在校の場合
 - ア 緊急の時は体育館に避難する。
 - イ 児童を家庭に帰す必要がある時は、通学班ごとに人員を確認のうえ、地区担当が付き添って、安全に下校させる。

☆休憩時間及び放課後における避難

- 児童
- 緊急の連絡があった時、教師の指示や連絡を注意して聞く。
 - 避難する時、かたてに持ち物を取りに入らない。
 - 教室・体育館など校舎内にいる児童は、直ちに一番安全で近い通路を通り、グラウンド南側に整列をする。

教職員 ○指示連絡・・・・・・・・・・校長・教頭

- 校舎内の点検
 - 校舎1階
 - 校舎2階
 - 校舎3階
 - 体育館・昇降口
 - 給食室

- 集合場所における児童の掌握
- 担任は速やかに人数確認と安全を確かめ、校長に報告する。

☆合図・・・・・・・・非常ベル

☆災害発生時の連絡先

◎丹後広域消防署	82-0119番
◎京丹後市教育委員会	69-0620
◎久美浜 交番	82-0007
◎久美浜地域公民館	69-0666
◎丹後教育局	0772-22-2175
◎総合警備保障	0772-22-7072

☆避難場所

原則としてグラウンド南側（状況に応じて変更する。）

☆経路・・・・・・・・別紙

☆避難をする時の注意事項

- ・災害規模、場所に応じて避難方法を指示、連絡する。
- ・指示に従って「押さない、走らない、しゃべらない」で行動する。
- ・担任は、直ちに人員点呼し校長に報告する。

(訓練の実施)

第8条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

- (1) 避難訓練 5月(火災・避難経路の確認)
 9月(風水害)
 3月(地震)

- (2) 防火管理者は、それぞれの訓練を行う場合、別紙訓練計画を定め実施する。

この防災計画は、平成20年4月1日より実施する。

☆施設・設備の安全点検

- ・定期点検:毎月10日を校舎内・校舎外の定期点検日とする。
- ・点検内容:位置・使用状況・破損・修理状況など

ア 危険薬品類

- ・理科準備室(理科主任) ・家庭科調理室(家庭科主任)
- ・給食調理室(給食調理員) ・作業員室(作業員)
- ・燃料置き場(作業員)

イ 遊具並びに諸施設

- ・遊具(全教職員) ・消火器(教頭・各担任)
- ・ガス・電気(教頭・各担任・作業員) ・防火戸(安全担当)